

市川市予防接種健康被害調査委員会条例（昭和56年3月26日条例第12号）

最終改正:平成27年3月19日条例第1号

改正内容:平成27年3月19日条例第1号[平成27年4月1日]

○市川市予防接種健康被害調査委員会条例
昭和56年3月26日条例第12号

改正

昭和61年6月25日条例第23号
平成6年3月29日条例第1号
平成11年3月24日条例第4号
平成18年3月24日条例第1号
平成19年3月22日条例第3号
平成23年3月28日条例第4号
平成27年3月19日条例第1号

市川市予防接種健康被害調査委員会条例

（設置）

第1条 本市に地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市川市予防接種健康被害調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（任務）

第2条 委員会は、予防接種に関連して発生した事故の原因について調査する。

（組織）

第3条 委員会は、非常勤の委員7名で組織する。

（委員）

第4条 委員は、次の各号により市長が委嘱する。

- （1）医師 3名
- （2）学識経験者 1名
- （3）関係機関の職員 2名
- （4）市の職員 1名

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 委員会に会長及び副会長各1名を置き、委員の中から互選する。

2 会長は、会務を統理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（報告）

第7条 会長は、調査の結果を文書をもって市長に報告しなければならない。

（委員会の事務）

第8条 委員会の事務は、保健部において処理する。

（報酬及び費用弁償）

第9条 市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第26号）の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

（委員会の運営その他必要な事項）

第10条 前各条に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員会が市長の同意を得て定める。

附 則

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年6月25日条例第23号抄）

（施行期日）

1 この条例は、昭和61年7月1日から施行する。

附 則（平成6年3月29日条例第1号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。
附 則（平成11年3月24日条例第4号抄）
（施行期日）
 - 1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。
附 則（平成18年3月24日条例第1号抄）
（施行期日）
 - 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
附 則（平成19年3月22日条例第3号抄）
（施行期日）
 - 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
附 則（平成23年3月28日条例第4号抄）
（施行期日）
 - 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。
附 則（平成27年3月19日条例第1号抄）
（施行期日）
 - 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
-